

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 削除</p> <p>二〇二十五 (略)</p> <p>二〇二六 削除</p> <p>二〇二七〇五十九 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法 縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法 成人T細胞白血病リンパ腫(症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。)</p> <p>二〇二五 (略)</p> <p>二〇二六 肺動脈自律神経叢^{まぶ}除神経療法 肺高血圧症(薬物療法に抵抗性を有するものに限る。)</p> <p>二〇二七〇五十九 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法 肺悪性腫瘍、縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍</p> <p>七〇九 (略)</p>